

## 第2部 個別施策の展開

### 第1章 地域福祉

### 第2章 健康医療

### 第3章 高齢福祉

### 第4章 障害福祉



# 第1章 地域福祉

- ・ 中野区健康福祉総合推進計画 2018

計画期間

平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)

## 地域福祉の施策体系

### 第1節 個別施策

#### 課題1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充

＜施策1＞権利擁護の拡充

#### 課題2 住まい・住まい方、誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備

＜施策1＞適切な住まいの確保

＜施策2＞誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

#### 課題3 社会参加の機会拡充

＜施策1＞幅広い区民の社会参加促進

＜施策2＞生きがいづくりの支援

#### 課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり

＜施策1＞保健福祉の地域での連携体制の確立

＜施策2＞災害時避難行動要支援者対策

#### 課題5 相談・コーディネート機能の充実

＜施策1＞すこやか福祉センターの機能充実・整備

＜施策2＞支援情報等の共有化

#### 課題6 生活の安定と自立への支援

＜施策1＞生活の安定と自立への取組支援

## 第1節 個別施策

### 課題1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充

#### ■現状と課題

高齢になっても、介護が必要となっても、本人の意思により住む場所やサービスを選択でき、一人ひとりの権利が擁護されることは、地域包括ケア体制の根幹をなす重要な課題です。

また、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や知的障害のある人など判断能力が低下した人の権利を守るため、成年後見制度\*の活用や権利擁護サービスの拡充を推進していくことが課題であり、地域全体で認知症に対する理解を深めることが重要です。

そのような課題に対応するためには、区の福祉サービスに関する苦情や民間福祉サービス事業者による福祉サービスの利用に関する紛争の際に福祉オンブズマン\*、民間福祉サービス紛争調停制度\*の活用、適切な相談窓口の紹介を行い、区民の権利を擁護していく必要があります。

また、高齢者等に対する虐待を防止するとともに、犯罪被害を受けた区民の生活を守るため、さまざまな相談や生活支援の取組を進めていく必要があります。

子どもへの虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、妊娠期から、養育状況等を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。また、よりきめ細やかな対応を図ることができるよう、児童相談所の設置にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、より一層虐待への対応を強化することが求められています。

#### ■実現すべき状態

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人に対し、権利擁護のしくみが十分に用意され、利用されています。

福祉サービスの利用者の苦情やトラブルに対して、迅速な解決が図られています。犯罪被害を受けた人は、適切な支援が受けられ、早期に日常生活を取り戻しています。

#### ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
成年後見制度について、言葉、しくみを知っていると答えた区民の割合	区民のあいだで成年後見制度がどれだけ浸透しているかを示しているため	38.1% (29年度)	45%	48%	55%

## ＜施策1＞権利擁護の拡充

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
成年後見制度の啓発と利用促進	● 成年後見支援センターにおいて制度勉強会、申立講座、専門相談員による法律相談等を実施するとともに、後見業務をサポートするため親族後見人勉強会等を実施した。
権利擁護サービスの拡充	● 「アシストなかの」において判断能力が不十分な認知症高齢者等に対して福祉サービス利用支援事業等を実施した。また平成27年6月から、日常的な見守りや入院時の対応等を行う「あんしんサポート事業」を開始した。
成年後見人の養成・確保	● 社会貢献型後見人*の養成研修を実施するとともに、養成研修後に定期的な研修等を実施しスキルアップを図った。
福祉サービスに関する苦情相談窓口の充実	● 福祉オンブズマン、民間福祉サービス紛争調停制度を周知するとともに、関係機関と連携を図りながら解決を図った。
犯罪被害者相談の充実	● 犯罪被害者等の相談支援、区民向け啓発講演会及びパネル展示、家事援助等の派遣などの支援を行った。

### ■主な取組

#### ① 成年後見制度の啓発と利用促進

成年後見制度にかかる講演会や出張説明会等の普及啓発事業を実施するとともに、申立手続き等の相談や申立経費及び後見人等報酬費用の助成等を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。また、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画\*」を踏まえ、福祉や法律の専門職と連携し、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を定めます。

#### ② 権利擁護サービスの拡充

判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、中野区社会福祉協議会\*の「アシストなかの」（権利擁護事業）と連携し、生活支援に関する相談・サービス等を充実していきます。

#### ③ 成年後見人の養成・確保

成年後見支援センターにおいて社会貢献型後見人の公募と養成研修を継続して実施します。また、後見監督人として社会貢献型後見人の業務を定期的に監督するとともに後見業務のサポートを行い、養成した後見人の受任を推進します。

#### ④ 福祉サービスに関する苦情相談窓口の充実

区が行う福祉サービスに関する苦情については福祉オンブズマンを、また民間福祉サービスについては民間福祉サービス紛争調停制度の利用を周知します。また、苦情相談者の相談内容に応じて、適切な窓口につながるよう関係機関との連携を図っていきます。

#### ⑤ 犯罪被害者相談の充実

犯罪被害を受けた人の生活をサポートするため、関係機関との連携を図り相談・助言・情報提供などの支援を行うとともに、区民向け講演会等を実施し地域における犯罪被害者支援についての理解を深めます。

#### ⑥ 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応

保護者の孤立感や子育てに対する不安の解消のため、妊娠期や出生後間もない乳児期における育児相談の体制と訪問活動の充実を図ります。

また、すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターとの連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談支援を充実します。

#### ⑦ 子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築

子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、(仮称)総合子どもセンター\*の設置に向けた検討を進めます。

(仮)総合子どもセンターは、区が設置する児童相談所を含む施設です。これにより、現在子ども家庭支援センター、すこやか福祉センターが連携して実施している子どもや家庭への支援に加え、必要に応じて、介入・措置等の専門的アプローチも一体的に行えるよう、体制の充実を図ります。

また、虐待等専門相談、教育相談、若者支援機能を併せもち、併設する適応指導や就学相談機能との連携を図ります。

## 課題2 住まい・住まい方、誰もが安全で利用しやすい 都市基盤・交通環境の整備

### ■現状と課題

住み慣れた地域で、最期まで住み続けられる体制をつくる地域包括ケアシステムでは、住まいは土台といえる重要な要素です。

高齢者や障害者、生活困窮者等の賃貸住宅への入居の際に、家主が家賃滞納、近隣トラブル等を懸念し、高齢を理由とした入居拒否や保証人を身近な親族に限るなど契約が難しい事例がみられ、特に単身高齢者の場合は孤独死の心配からこうした傾向がより強くなっています。

見守り体制の充実を図ることで、家主の不安を取り除き、高齢者等がスムーズに住まいを確保できるよう制度を整える必要があります。

交通環境においては、近年、駅のホームにはエレベーターやエスカレーターの設置が進み、乗降を容易にしたノンステップバスの導入も進んでいます。

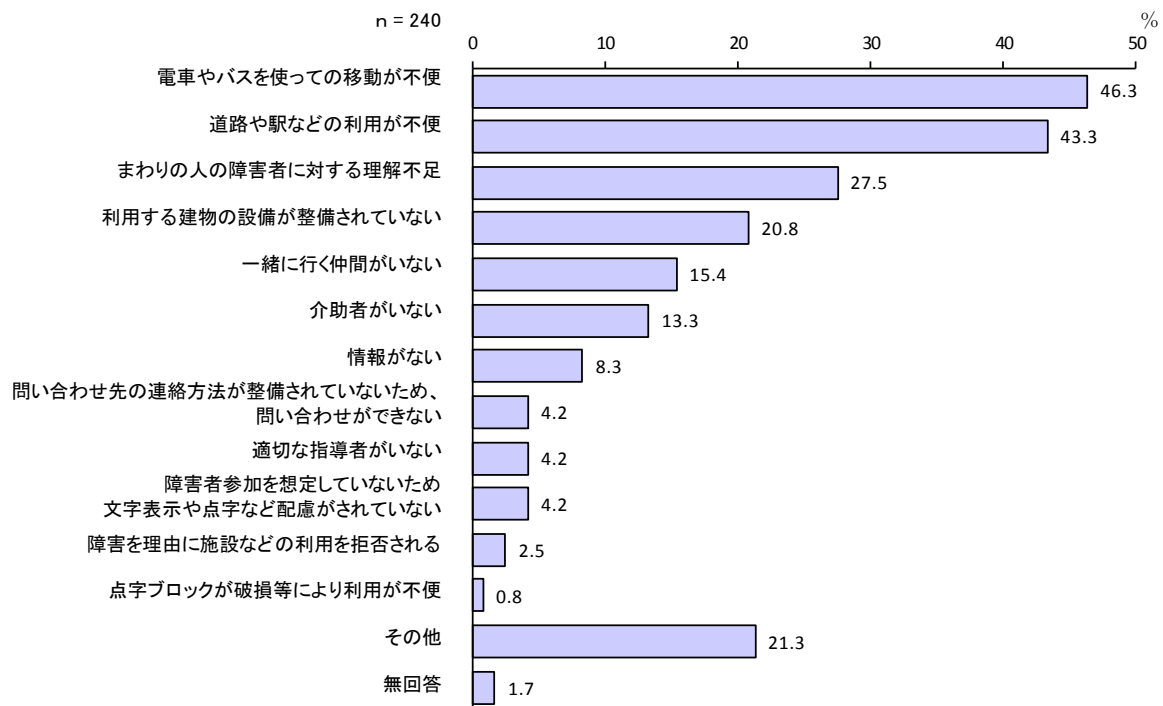
また、道路の段差解消や視覚障害者誘導ブロックが設置されるとともに、公共施設等を中心にエレベーターやエスカレーター、多目的トイレの設置が進むなど、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくりが進んでいます。

しかし、平成29年度障害福祉サービス意向調査（中野区）によると、「外出をする上での妨げになっていることはありますか」という設問に対し、「はい（ある）」と回答した方が全体の37.2%でした。そのうち、具体的に外出の妨げになっている内容として多かった回答は、「電車やバスを使っての移動が不便」（46.3%）、「道路や駅などの利用が不便」（43.3%）、「まわりの人の障害者に対する理解不足」（27.5%）でした。

ほぼ毎日外出している人の割合は着実に増加していますが、移動手段やまちの人の意識を含め、ユニバーサル化が十分でないと感じている障害のある人も少なくありません。こうしたことを踏まえ、区では、（仮称）中野区ユニバーサルデザイン推進条例の制定を行うこととしており、この条例制定を契機とし、より一層のバリアフリー\*化、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要です。



外出をする上で妨げになっていること（複数回答）



出典：平成29年度（2017年度）障害福祉サービス意向調査

## ■実現すべき状態

高齢者等が住み慣れた地域において、それぞれの状態に応じた適切な住まいで生活を送っています。

ユニバーサルデザインの考え方が、区民や施設整備事業者等に広く浸透しています。

地域の再開発や施設整備などにあわせたユニバーサルデザインのまちづくりが進み、誰もが容易に移動できる環境が整い、障害のある人や高齢者の行動範囲も広がって、誰にとっても利用しやすいまちの環境が実現しています。

## ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
住みやすさの満足度	住宅確保要配慮者の居住状況を示すため	91.4% (28年度)	92.0%	92.5%	94.0%
歩道のバリアフリー化率	区内全駅周辺の歩道のバリアフリー化の進捗状況を示すため	46.2% (28年度)	52%	56%	68%
ほとんど毎日外出している障害者の人数	障害者が外出している状況を示すため	48.8% (29年度)	55%	60%	70%

## <施策 1> 適切な住まいの確保

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
住宅確保要配慮者のための住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区営住宅 453 戸、高齢者福祉住宅 130 戸及び障害者福祉住宅 26 戸を運営した。</li> <li>● 住替え先住宅を自分で探せない高齢者等に、不動産団体の協力を得て賃貸住宅の物件情報を提供した。また、高齢者の入居を拒まない住宅である東京シニア円滑入居賃貸住宅の登録促進を不動産団体等に依頼した。</li> </ul>

### ■主な取組

#### ① 住宅確保要配慮者の居住支援

すべての人が安心して暮らせる住宅を確保できるよう支援します。そのために、高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者などの住宅確保要配慮者が賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう、中野区における居住支援協議会を設立し、住宅に係る情報発信や相談等の取組を実施します。

#### ② 賃貸住宅の家主の不安を軽減する安心の仕組みづくり

民間賃貸住宅においては、孤独死や家賃滞納等のトラブルへの懸念から、高齢者などの入居に不安を抱く家主が少なくありません。緊急通報システムの導入強化や地域における見守り体制の充実によりこの不安感を取り除くとともに、中野区社会福祉協議会が行っている「あんしんサポート」の周知や、住まい探しの相談窓口の役割を担うNPO\*法人等への支援を行い、スムーズな入居を支援する仕組みづくりを行います。

## <施策2> 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
中野駅周辺におけるユニバーサルデザインに基づく施設整備	● 中野駅のホームエレベーター設置に向け、西側南北通路及び橋上駅舎に係る実施設計協定を締結し、実施設計に着手した。
駅周辺道路などのバリアフリー化	● 薬師柳通りと区道 11-690 号をセミフラット型歩道に整備。 ● 区役所周辺の点字ブロックを整備。
区有施設のバリアフリー化の推進	● 施設の大規模改修及び保全工事に合わせてバリアフリー化を進めた。
安全で歩きやすい歩道空間の確保	● 歩道上の路上障害物（置き看板、商品台、のぼり旗等）について、指導・取締りを行った。
福祉有償運送*団体に対する活動支援	● NPO法人1団体へ助成を実施した。
ユニバーサルデザインの普及啓発	● 中野区のホームページ上のバリアフリーマップにおいて、バリアフリー情報の提供を行った。

### ■主な取組

#### ① 中野駅周辺におけるユニバーサルデザインに基づく施設整備

中野駅や駅周辺地区において、ユニバーサルデザインに基づく施設整備や誰もがわかりやすいサイン計画を取り入れた施設整備を行います。これらの地区をモデルとし、区内のユニバーサルデザイン化を進めます。

#### ② 駅周辺道路などのバリアフリー化

公共交通機関を誰もが利用しやすいように、道路や駅舎などの環境を整えていきます。平成 27 年 4 月に策定した「中野区バリアフリー基本構想\*」に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都などの協力を得ながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。そのほか、重点整備地区以外でも、歩道の段差・傾斜・勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置などを進めます。

#### ③ 区有施設のバリアフリー化の推進

誰もが安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化を進めます。

#### ④ 安全で歩きやすい歩道空間の確保

自転車駐車場利用促進の啓発や放置自転車の撤去活動とともに、違反屋外広告物や商店の商品はみ出し等、不法占用に対して、商店街や地域、警察などの関係機関と連携し、指導・取り締まりを推進します。

**⑤ 福祉有償運送団体に対する活動支援**

福祉車両等を活用したNPO法人等による福祉有償運送の利用者の拡大を支援します。

**⑥ ユニバーサルデザインの普及啓発**

ユニバーサルデザインの考え方を、ホームページやパンフレットにより、広く区民に周知するとともに、区内の公共施設等に関するバリアフリー情報の提供を充実します。

## 課題3 社会参加の機会拡充

### ■現状と課題

区民活動センターなどを拠点として、地域活動や支えあい活動を行う区民が増加し、活動の多様化が見られます。町会・自治会役員や区民活動センター運営委員を中心に地域課題について取り上げ議論することが増え、問題意識が高まり、共通認識が広がりました。区民活動センター運営委員会は地域に定着し、各地域で地域特性に合った創意工夫を凝らした取組が展開されています。

地域包括ケア体制の推進など、住民による互助の重要性が増す一方で、町会・自治会では会員の減少や役員の高齢化が進み、次代の担い手が不足しているなどの課題を抱えています。老人クラブでは、高齢者人口の増加に反して、加入者と活動クラブの減少が続いています。

また、青少年育成地区委員会\*や地域の育成団体、町会・自治会、商店街などが主体となり、子どもと子育て家庭を見守るための活動が様々に行われていますが、慢性的な人材不足の状況があります。

人々のライフスタイルに対する価値観が多様化している現状を踏まえ、女性、高齢者、青少年などを含むすべての人が経験や能力を生かし、暮らし方や働き方にあわせて地域活動に参加できるようにしていくことが必要です。

### ■実現すべき状態

地域で何らかの活動をしたいと思う人が必要な情報を得て、自主的な活動を継続して行う人が増えています。

町会・自治会など地域団体やボランティア団体、公益活動団体などの活動に、幅広い年代の多くの区民が参加し、活動範囲を拡大し、地域活動や公益活動が区内で幅広く展開されています。

### ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
町会・自治会やボランティアなど地域の活動に参加した区民の割合	地域の活動への参加割合の高さは、地域自治意識の高まりを示すため	27.1% (29年度)	35%	40%	55%

## <施策1>幅広い区民の社会参加促進

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
区民団体の公益活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区民公益活動の事業助成を行った。</li> <li>● NPO団体交流会、NPO向け講座を実施した。</li> <li>● 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業のための助成を実施した。</li> </ul>
地域住民が組織する区民活動センター運営委員会への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営委員会事務局員への研修を実施し、スキルアップを図った。</li> </ul>
地域支えあい活動の担い手拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町会・自治会への加入促進事業を実施した。</li> <li>● 事業者との見守り・支えあい協定、覚書を締結した。 (東京都水道局、セブン-イレブン・ジャパン、中野区内郵便局)</li> </ul>

### ■主な取組

#### ① 町会・自治会による地域自治活動の推進

区民にとって最も身近な公益団体であり、さまざまな公益活動の母体でもある町会・自治会の活動に対して助成を行います。

また、その活動が維持・継続されるよう、活動の参加者や担い手の発掘に向けた取組を行います。

#### ② 区民団体の公益活動の支援

区の政策に合致し、区政目標の実現に貢献する活動に対する助成や、区民からの寄付などを積み立てた区民公益活動推進基金による助成により、区民の公益活動を支援します。

また、区民活動センターは、自治活動や公益活動の活動実態を把握し、各種の相談や情報提供を行い、公益活動団体へのさまざまな支援を行っていきます。

#### ③ 地域住民が組織する区民活動センター運営委員会への支援

区民活動センター運営委員会が行う自治・公益活動の取組により、地域の自治や公益活動を担う団体の活動や連携が更に推進するよう支援します。

#### ④ 地域ぐるみで子育てを行うための連携強化

家庭・地域・学校の連携の要となる地区懇談会\*の活性化や、次世代育成委員\*の地域との関わりの充実を図ります。

さらに、青少年育成地区委員会や子ども会など子育て支援に関わる団体との連携を強化し、地域の子育てや育成活動の中核となる人材の育成や子どもの育成活動への支援など、地域ぐるみで子育てを行うための環境づくりを進めます。

**⑤ 地域支えあい活動の担い手拡大**

地域の見守り・支えあい活動の中核をなす町会・自治会への加入促進事業を展開するとともに、区内事業者の協力を精力的に働きかけていきます。

また、区民活動センター圏域での地域支えあいネットワーク会議、すこやか福祉センター圏域での地域ケア会議を継続的に開催し、関係団体・機関と連携して、人材発掘を踏まえた支えあいのネットワークを推進していきます。

## ＜施策2＞生きがいつくりの支援

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
区民の学習活動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ「ないせすネット」「まなV I V Aネット」、情報紙「ないせす」、相談窓口「生涯学習活動・支援コーナー」により学習活動の情報提供を行った。また、「なかの生涯学習大学」では、地域活動に活かす技術習得のプログラムを実施した。</li> </ul>
高齢者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「中野区就労・求人支援サイト」での情報提供、ハローワークの協力による「シニア向けお仕事説明会」の実施、東京しごとセンターなどの就業相談の案内、シルバー人材センターへの支援を行った。</li> <li>● 高齢者も含めた方々の起業・創業、事業拡大を支援するセミナー、ビジネスプランコンテストを実施した。</li> </ul>
老人クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老人クラブ、老人クラブ連合会への助成を行った。</li> <li>● 活動の拡大に向けて、小規模クラブに対する助成と新たに立ち上げるクラブへの助成を実施した</li> </ul>

### ■主な取組

#### ① 区民の学習活動支援の推進

区民に多彩な学習機会を提供するため、生涯学習に関する情報提供を充実していきます。

また、区政や生活上の課題について学び、社会・地域活動への参加につながるような人材の育成や学習活動を推進します。

#### ② 高齢者の就業支援

高齢者の雇用について区内企業等に働きかけ、中野区就労・求人支援サイトによる情報提供を行うほか、ハローワークと連携した就労セミナーや面接会を実施するなど、就業意欲のある高齢者を就職に結びつけるための支援を充実します。また、シルバー人材センターの活動の周知を図るとともに、継続した支援を行います。

#### ③ 老人クラブの活動支援

地域の高齢者が生きがいと健康づくりなどを目的として自主的に組織している老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して、活動と参加者の拡大に向けた取組の支援を行います。



## 課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり

### ■現状と課題

#### 保健福祉の地域での連携体制の確立

少子高齢化の進展や生活様式の多様化により、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者が増えています。中野区においても、平成29年4月時点の住民基本台帳上、70歳以上の単身者は約1万9千人にのぼり、要支援・要介護高齢者は約1万3千人、さらに、身体・知的・精神障害のいずれかの手帳所持者は約1万2千人となっています。

このため、区は、高齢者や子ども、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援するための地域の拠点施設として、すこやか福祉センターを整備しました。すこやか福祉センター圏域にはそれぞれ2か所の地域包括支援センターを設置しています。また、障害者相談支援事業所は4つのすこやか福祉センター内にそれぞれ設置されています。

地域での支えあいを推進する会議体も、区民活動センターごとの地域支えあいネットワーク会議が中心となって開催され、地域支えあいの活動や見守り対象者名簿の活用方法などの検討や情報共有が図られてきました。

また、区や区民、関係機関・団体、事業者等がつどい、顔の見える関係を作るなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として中野区全域をエリアとする中野区地域包括ケア推進会議、4すこやか福祉センター圏域ごとのすこやか地域ケア会議を設置しています。

育児と介護を同時に抱えたり、引きこもりの中高年が高齢の親に依存せざるを得ない等、世帯の抱える課題は複合的になっています。また、制度のはざまで、適切な支援を受けられないまま困難な状況にいる世帯も見られます。年代や障害の有無等に関わらず、支援を必要とするすべての人が、適切な支援を受けて、地域で安心して暮らし続けられるよう、区や区民、関係機関・団体、事業者等が連携した支えあい活動を推進していくことが求められます。また、支援が必要になった時に、適切なサービスやさまざまな問題について相談することのできる窓口や地域支えあい活動を行う者を支援することも必要です。

#### 災害時避難行動要支援者対策

災害対策基本法が平成25年6月に改正され、災害時避難行動要支援者名簿の作成が自治体に義務付けられました。区は、平成26年度より災害時に避難支援が必要な高齢者や障害者約3万人を登載した名簿を避難所単位で作成し、区内の地域本部(区民活動センター)に配備しています(年2回更新)。

さらに、災害時に一人では避難が難しい人の安否確認や避難支援を円滑にするため、災害時個別避難支援計画の作成を進めています。

## ■実現すべき状態

年代や障害の有無等に関わらず、支援を必要とするすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支えあい活動が活発に展開されています。

また、ひとり暮らし高齢者や在宅療養者など支援を必要とする区民の生活を支える地域ケアのしくみが構築され、区や区民、関係機関・団体、事業者等、多様な主体の連携によって推進されています。

地域の支えあいネットワークにより、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子どもなど、防災面で特に配慮を要する人たちも、被災した際に安全かつ適切な避難ができ、被災後の暮らしを再建するための支援体制が確保されています。

さらに、家具の転倒防止器具の設置や家屋の耐震化などのハード面の強化や避難に支援が必要な人を発見するソフト面の強化など防災対策が進み、区民は安心して暮らしています。

## ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
いざというときに地域に頼れる人がいる区民の割合	支えあいの成果を示すため	70.3% (28年度)	78%	79%	80%

## ＜施策1＞保健福祉の地域での連携体制の確立

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
町会・自治会等への見守り対象者名簿提供の推進	●平成29年9月までに区内109町会のうち87の町会・自治会に名簿を提供した。
関係団体・機関とのネットワークの推進	●町会・自治会、民生委員・児童委員*などが連携して、要支援者等の見守り、異変の早期発見等の支えあい活動を実施している。
地域包括ケア体制を推進する会議体の運営	●地域包括ケアを推進する会議体を全区単位、すこやか福祉センター単位、区民活動センター単位で運営している。
地域支えあい活動を行う区民への24時間緊急時連絡態勢の周知と円滑な運用	●24時間緊急連絡用の携帯電話をすこやか福祉センターごとに配備し、町会・自治会等の支えあい活動の担い手からの見守りに関する緊急通報を受けつけている。

### ■主な取組

#### ① 町会・自治会等への見守り対象者名簿提供の推進

地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき、平成29年9月現在、見守り対象者名簿を活用し、87町会・自治会が日常の見守り・支えあい活動を行っています。

平成30年3月からは、見守り対象者名簿に災害時避難行動要支援者名簿及び非常災害時救援希望者登録名簿を整理統合し、新たな名簿として希望する町会・自治会及び地域防災組織に提供をはじめました。

今後は、大規模災害に備えた平常時からの見守り・支えあい活動の拡充を進めていきます。

#### ② 関係団体・機関とのネットワークの推進

町会・自治会、子ども育成団体など地域の活動団体をはじめ、ボランティア団体や民生委員・児童委員、中野区社会福祉協議会、民間事業所、医療機関など、さまざまな活動の担い手との連携を図り、高齢者や障害のある人への地域での支えあいを進めます。

さらに、高齢者や障害のある人の生活に関連ある事業者などの協力を積極的に働きかけていきます。

#### ③ 地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化

地域で子育てひろば事業\*を実施する団体や子育てグループ等、子育て支援のネットワークを強化するなど、子どもと子育て家庭の課題、情報を地域の中で共有し、解決に向けた取組を進めます。

学校や次世代育成委員、青少年育成地区委員会や民生・児童委員、町会、自治会などの地域の力を活用し、地域全体で連携を図りながら子どもを支える環境づくりを推進していきます。

#### ④ 地域包括ケア体制を推進する会議体の運営

中野区全域をエリアとする中野区地域包括ケア推進会議、4すこやか福祉センター圏域ごとのすこやか地域ケア会議を開催し、すこやか地域ケア会議では、地域の課題の発見・整理、地域資源の開発、地域のネットワーク構築、困難な事例の具体的解決策の検討などに取り組みます。また、地域包括ケア推進会議では、すこやか地域ケア会議などで検討・把握された有効な支援方法等を普遍化し、全区的な課題解決のためのルールづくりに取り組みます。

また、地域包括ケア推進会議の下に部会を設置し、高齢者の在宅医療介護連携、生活支援・介護予防・就労健康づくり、認知症等、住まい・住まい方について、具体的な課題を検討します。

#### ⑤ すべての人の見守り支えあいと担い手の確保・養成

地区担当（アウトリーチチーム）を配置し、見守り名簿や区が所有しているデータを活用し、支援の必要な人の発見や継続的な見守りを進めます。

また、中野区社会福祉協議会をはじめ、既存のボランティア団体や自主活動団体との情報共有や連携を進めるとともに、新たな地域課題の解決に向けた、住民主体活動の立上げや担い手の養成を進めます。

## ＜施策2＞災害時避難行動要支援者対策

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
災害時要援護者対策の再構築	● 災害時個別避難支援計画の作成を進めた。
災害時のボランティア受け入れ体制の強化	● 災害時の協力体制にかかる協定を結んでいる明治大学と帝京平成大学の協力及び学生の参加を得て、防災体験デーを実施した。
家具転倒防止器具の設置促進	● 区報、ホームページ、耐震対策チラシ配布等により周知を行い、取り付けにかかる費用助成を行った。

### ■主な取組

#### ① 災害時避難行動要支援者対策の推進

災害時に一人では避難が困難な人が迅速・安全に避難できるよう災害時個別避難支援計画を作成し、安否確認や避難支援を行う支援者の発掘・選定を進めるとともに、定期的な更新をしていきます。

#### ② 災害時のボランティア受け入れ体制の強化

災害時のボランティア本部を担うものとして区と協定を結んでいる中野区社会福祉協議会との連携を強め、災害時のボランティアの受け入れや連絡、派遣手配などの調整機能を強化し、ひとり暮らし高齢者などの生活再建を支援します。

#### ③ 家具転倒防止器具の設置促進

木造住宅等の耐震化支援とあわせ、家具転倒防止器具の取り付けを働きかけます。高齢者や障害のある人などの世帯を対象に、家具転倒防止器具の取付費用の助成を行い、各世帯における防災対策を支援します。

## 課題5 相談・コーディネート機能の充実

### ■現状と課題

すこやか福祉センターは、課題が明確になっていないケースや、さまざまな課題を抱えるケース等いわゆる困難事例について、課題を整理し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所とともに、他の関係機関につなぐ役割を果たしています。

また、区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、少子化の傾向が続いています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

こうした状況のなかで、すこやか福祉センターには、地域の中で、支援を必要とする人と専門職・機関、地域の団体等とをつなぐ役割を担うためのコーディネート力の向上とそれをバックアップする情報システムの構築が求められています。

医師、訪問看護\*師、ケアマネジャー\*等の多職種が関わるケースについての情報は、紙媒体の在宅療養手帳等または電話等で共有しています。高齢化が進み、支援を必要とするケースが増えていく中で、関係機関で支援情報を効率的かつ効果的に共有できる仕組みづくりが求められています。

### ■実現すべき状態

すこやか福祉センター等の相談窓口で、出生から死亡までの一人ひとりの健康・福祉に関する情報を総合的に活用し、必要な相談・支援を行っています。

新たな情報システムも活用しながら、地区担当(アウトリーチチーム)が支援を必要としないながら支援が行き届いていない人に対しアプローチを行っています。また、すこやか福祉センター等の相談窓口において、専門相談等を実施しています。

さらに、医療や介護サービス事業者等の関係機関が、ICT\*を活用して支援情報を共有し、切れ目なく適切な支援を行い、住み慣れた地域で生活をしている人を支えています。

### ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
すこやか福祉センターの相談窓口を身近に感じる人の割合	区民が困ったときは、気軽に利用できる窓口をめざし、認知度の向上を目指すため	13.5% (29年度)	15%	19%	30%

## ＜施策1＞すこやか福祉センターの機能充実・整備

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
総合的な相談支援	●平成28年7月から南部すこやか障害者支援事業所を開設、4圏域における総合相談体制が整った。
職員による訪問活動	●災害時個別避難支援計画の作成を推進するための訪問、民生委員による高齢者調査結果に基づく再調査のための訪問を行った。
すこやか福祉センター施設の整備	●南部すこやか福祉センターを中野富士見中学校跡に移転整備を行い、平成28年7月に開設した。

### ■主な取組

#### ① 総合的な相談支援

区内4つの日常生活圏域で、すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携して相談支援を実施していきます。

#### ② 地区担当（アウトリーチチーム）による取組

区民活動センターごとに、事務職、医療職及び福祉職からなる地区担当（アウトリーチチーム）を配置し、積極的に地域に出向き地域資源の把握や情報収集を行うとともに要援護者の発見や地域課題の解決に向けてさまざまな取組を進めていきます。

#### ③ 妊娠期からの切れ目のない相談・支援機能の充実

すこやか福祉センターを子育て世代包括支援センター\*として位置づけ、子ども家庭支援センターと連携し、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握するとともに、妊娠前から出産育児期へと切れ目のない相談・支援を行います。

さらに医療機関、教育・保育施設、児童館、子育てひろば等と連携し、妊娠・出産・子育て支援に関する支援を行います。

#### ④ すこやか福祉センター施設の整備

北部圏域については、沼袋小学校跡に北部すこやか福祉センターの整備検討を進めていきます。

## ＜施策2＞支援情報等の共有化

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
要支援者情報台帳管理システムの運用	● 災害時避難行動要支援者名簿及び災害時個別避難支援計画作成のためのシステム改修を行った。

### ■主な取組

#### ① 要支援者情報台帳管理システムの運用

子どもから高齢者までの全区民を対象とした地域包括ケアシステムの実現に向け、要支援者台帳システムの機能拡充とシステム環境を整備します。

システムの機能拡充により要支援者のデータ取り込みを効率化し、支援を必要とする高齢者等の発見や、訪問活動に活用します。

#### ② ICTシステムを活用した情報共有

関係機関が効率的かつ効果的に支援情報を共有するための仕組みとして、ICTを活用した情報共有システムを医療機関や介護サービス事業者等と連携しながら、区全体で導入を進めます。



## 課題6 生活の安定と自立への支援

### ■現状と課題

生活保護世帯及び被保護者数は、平成20年9月のリーマン・ショックに端を発した経済危機により平成21年度以降急増しましたが、景気回復により平成26年度以降は微増に転じました。

中野区の被保護世帯数は平成28年度月平均6,629世帯、被保護人員は7,560人、平成21年以降増加していた保護率（人口千人比）は減少に転じ22.7%となりました。

生活保護制度は最後のセーフティネットとして活用しやすいものとしていく一方で、被保護者の状況や課題に応じて、就労支援はじめ多種多様な支援を行い、経済的・社会的な自立を促していく必要があります。

また、非正規雇用による低賃金や無年金等により、生活に困窮している人への支援が喫緊の課題となっています。平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応し、継続的で包括的な支援を行い、困窮からの脱却と自立促進を図ることが求められます。

### ■実現すべき状態

生活が困窮した区民や最低限度の生活の維持が困難になった区民が、気軽に相談でき、それぞれの課題解決のために、包括的で継続的な支援を受けて、生活の安定と自立が促進されています。

### ■成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	現状値 (年度)	平成32年度 (2020年度) 目標値	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
生活保護から自立した世帯数	就労支援プログラム等の実施により、生活保護から経済的な自立を促進するため	206世帯 (28年度)	244世帯	254世帯	282世帯
生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合	困窮からの経済的な自立につながったことを示すため	70.7% (28年度)	76.0%	77.0%	79.5%

## <施策1>生活の安定と自立への取組支援

### ■改定前の計画に基づき実施した主な取組（27年度～29年度）

計画における取組	取組内容
自立支援プログラムによる自立支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各プログラムを着実に実施し、自立に向けた支援を行った。</li> </ul>
生活困窮者に対する自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を中心に、生活困窮者への包括的な支援を実施した。</li> <li>● 生活困窮世帯の子どもへの学習支援を実施した。</li> </ul>

### ■主な取組

#### ① 自立支援プログラムによる自立支援の促進

生活保護受給者の抱えるさまざまな問題に的確に対応する自立支援プログラムを活用し、生活保護世帯が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう支援します。

#### <自立支援プログラム一覧>

事業名	内容
就労支援プログラム	求職活動支援及び就労準備等の支援
精神保健福祉支援プログラム	精神障害者の自立支援
財産管理支援事業	保護費等の金銭管理支援
精神障害者退院促進プログラム	精神障害者の退院支援
高齢者居宅介護支援プログラム	高齢世帯の自立支援
居宅生活移行等支援プログラム	宿泊所利用者の自立支援
長期入院・入所者支援プログラム	長期入院、入所者の地域移行*支援
健康管理支援事業	健診結果に基づく健康管理

#### ② 生活困窮者への支援

生活困窮者自立相談支援窓口を中心に、生活困窮者の抱える複合的な課題の解決と自立に向けて包括的・継続的に支援を行います。

相談者の抱える課題のアセスメント\*を行い、支援計画に基づいて就労支援や住居確保給付金のほか、すぐには一般就労が難しい人への就労準備支援、生活困窮家庭の子どもへの学習支援を実施します。また、地域の実情に応じた支援策の実現を図ります。